

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月8日

つくば市長 市原 健一

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年8月18日

つくば市長 市原 健一

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成26年2月14日 午前8時45分頃

2 事故発生の場所

つくば市松栄85番地10先の市道

3 相手方

(1) 相手方1

ア 住所 つくば市

イ 氏名

(2) 相手方2

ア 住所 つくば市

イ 氏名

4 事故の概要

幼稚園バスが園児の迎えのため、松栄団地内交差点を直進中、右側から交差点に進入してきた相手方1の車両が幼稚園バスの右側面に衝突し、幼稚園バスを破損させた。また、幼稚園バスは歩道に乗り上げ、相手方2所有の民家のブロック塀を破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方1に対し金64,680円を、相手方2に対し金272,073円をそれぞれ支払う。
- (2) 相手方1は、つくば市に対し、金951,424円を支払う。
- (3) つくば市及び相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。